

匠瑳市農業振興地域整備促進協議会議事録

平成30年1月23日（火）

13:58～14:23

市役所議会棟 2階 第2委員会室

（司会）

それでは、定刻より早いですが、皆様お揃いになりましたので、ただいまから匠瑳市農業振興地域整備促進協議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の進行役を務めさせていただきます、産業振興課農政班の田中と申します。よろしく願いいたします。

本日の出席者は、協議会委員14名のうち13名で過半数を超えておりますので、匠瑳市農業振興地域整備促進協議会条例の規定により、協議会が成立したことをここに御報告いたします。

それでは、初めに太田会長から御挨拶をお願いいたします。

（会長）

本日は、匠瑳市農業振興地域整備促進協議会ということで、昨日大変な雪が降った中、そしてまたお忙しい中を御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日御審議いただく案件は、匠瑳市長から諮問のありました、平成29年11月受付分、匠瑳市農業振興地域整備計画変更3案件についてでございます。委員の皆様方の慎重なる御審議をお願い申し上げます。

（司会）

ありがとうございました。それでは議題に入ります。議長については、本協議会条例第6条第1項の規定により会長をお願いいたします。

（議長）

それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。

さっそく議題に入らせていただきます。はじめに議題の匠瑳市農業振興地域整備計画の変更についての審議は、重要変更となる除外1案件と軽微変更となる用途変更2案件の合計3案件です。案件番号順に、事務局からの説明が終了した後、案件ごとに審議をしていきたいと存じます。では、案件毎の審議に入りたいと存じます。

まず、重要変更の除外案件番号1について、事務局の説明をお願いします。

（事務局）

除外案件1 専用住宅について説明いたします。

（事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等）により案件説明する。

（議長）

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

それでは、採決に入ります。除外案件番号1の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。それでは次の案件へ移ります。続いては、軽微変更の用途変更案件番号1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

用途変更案件1 牛舎について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

それでは、採決に入ります。用途変更案件番号1の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。それでは次の案件へ移ります。続いて用途変更案件番号2について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

用途変更案件2 農業用倉庫について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

それでは、採決に入ります。用途変更案件番号2の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。

以上をもちまして、全ての議題について審議を終了しました。本日の審議結果について、匝瑳市長へ答申することといたします。慎重審議、ありがとうございました。

(司会)

会長ありがとうございました。続きまして、次第4のその他についてですが、委員の皆様何かございますか。

<なしの声>

(司会)

特にないようですので、事務局から何点か御報告申し上げます。

(事務局)

4点、御報告いたします。

<今後のスケジュール、前回の協議会における審議案件の進捗状況、前々回の協議会における審議案件で前回の協議会時に県事前協議中の案件の進捗状況、委員報酬の口座振替についてを説明する。>

(司会)

それでは、以上をもちまして匝瑳市農業振興地域整備促進協議会を閉会いたします。長時間にわたりお疲れ様でした。